

自筆証書遺言の新制度 ～法務局保管制度～

令和2年12月作成



以前当コラムでも遺言書についての話をしましたが、令和2年7月10日より、自筆証書遺言に関して新たな制度が開始しました。今までは自筆証書遺言は自宅に保管したり、知人等に預かってもらったりするしかありませんでしたが、**新たに自筆証書遺言を法務局で保管してもらえるようになったのです。**

では、この制度によりどのようなメリットがあるのかについて説明します。

まず大きいのは「遺言書を自分で保管・管理する必要が無くなる」という事です。**従前であれば紛失の恐れや、遺言書があるという事はわかっていても発見できない等の危険性がありました。**また、**相続人の誰かが遺言書の内容を強要したり改ざんしたりしたのではないか、又は遺言書そのものを書き換えたり破棄したりしたのではないかという疑念から相続争いに発展してしまうという事もありえましたが、遺言書の保管を法務局が行うことにより、これらのリスクがかなり軽減されることとなります。**ただし、遺言書の内容についての相談や確認は法務局ではできないため、相談が必要な場合は専門家へ依頼する必要があります。



次に**大きいのが「裁判所の検認が不要になる」という事**です。従前は遺言書がある場合には、その遺言書について、裁判所で検認という作業が必要でした。

実はこれが意外と手間と時間がかかり、**折角遺言書があるにもかかわらず、検認を受けるために、遺産分割協議を行った場合と同様、被相続人が生まれてから相続人の現在までの戸籍謄本をすべて準備する必要がありました。**そのための手間・費用・時間が不要になるというのは結構大きなメリットです。ただし、相続税の申告をする必要がある場合には、前記戸籍謄本又は法定相続情報を添付する必要があるため、結局は全ての戸籍謄本を取得する必要があります。その場合でも、遺言の執行をスムーズに行えるというのはかなりのメリットであると思います。

相続人や受遺者等は、遺言者の死亡後、全国の遺言書保管所で次の手続きができます。

- ①「遺言書保管事実証明書」の交付請求（遺言書が保管されているかどうかを調べる）
- ②「遺言書情報証明書」の交付請求（遺言書の内容の証明書の交付を請求する）
- ③ 遺言書の閲覧請求（遺言書保管所において遺言書の内容を見て確認する）

また、この制度の面白いところは、**②の証明書の交付を受けた場合や③の閲覧をした場合にその他の相続人等に対して法務局から遺言書が保管されている旨の通知がされる点**です。この仕組みにより、遠隔地にいる相続人も被相続人の遺言の存在を自動的に確認できることとなります。

具体的な手続きとしては、自筆証書遺言書（用紙の大きさはA4版、片面でとじたり封のされていないもの）、申請書（法務省指定の様式）、本籍の記載のある住民票の写しなど、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）、手数料（1件につき3,900円（収入印紙で納付））が必要になります。手続きができるのは、遺言者の住所地か本籍地又は所有する不動産の所在地を管轄する特定の法務局となります。

遺言書の作成を検討している人は当該制度の利用を考えてみてはいかがでしょうか。